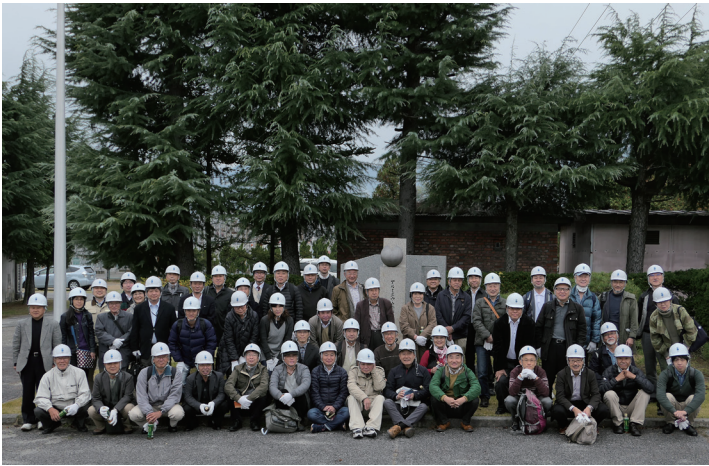




国労長野地本を中心に支援を受け、「私が労災認定を勝ち取ること、不幸にも2人目、3人目の発症があってもすぐに労災認定されるようにしたい」と訴えられた（小林さんの訴えを別途掲載）。

次に、「働き方改革・労働時間規制をめぐる」と題して、神奈川労災職業病センターの川本浩之さんより問題提起があった。マスコミにも大きく取り上げられた、三菱電機におけるパワハラ・長時間労働問題を中心に、労働組合として取り組みの重要性が訴えられた。他にも、改正された労災不服審査制度の活用方法につ

いての議論、韓国からのゲストとして招いた鈴木明さんから「韓国における労働安全衛生運動」についての特別報告、福島原発被ばく労災損害賠償訴訟を取り組む「あらかぶさんを支える会」の報告、議論がはじまっている「石綿飛散防止対策調査検討会」についての報告があった。いつもながらに盛り沢山の内容であった。

10月末には珍しい台風の接近となったため、二日間とも雨模様となり、紅葉に接することができなかったのが心残りであった。（ひょうご労働安全衛生センター）

現役JR労働者の中皮腫 長野●JRの消極的対応を新聞報道

小林信五さんの報告「今思うことーそれは突然やってきた。
5月18日、JR会社の健診セン

ターから自宅に電話があり、自宅に帰る途中に寄ってほしいとのこと。健診センターによると「レント

ゲンの写真を見ると、左肺に水があるので至急精密検査を受けるように」と言われ、写真と紹介状を渡される。市民病院へ予約し受診する。

再度のレントゲン撮影、血液検査、問診。医師から「どこかで強く肺をぶつけたということは？」石綿作業従事者の旨も伝える。CT画像撮影、胸水の一部を抜いて成分検査。初診から40日後、中皮腫が疑われるとの診断。7月26日生体検査のための手術入院8月7日まで。結果は、「悪性胸膜中皮腫」…なんで自分が…たしかに石綿を扱ってきた。

中皮腫になるのは、取り扱い年数が何十年という経験年数の長い人。退職された先輩（70歳代）の方々が発病するものと思っていた。扱った年数など関係なく発病してしまった。なんということだ！

左胸に3か所、肺の中にもあるとのこと。市民病院でも、中皮腫の患者の扱い数は少ないため医師の経験値が低い。セカンドオピニオンを勧められ、受けるため8月4日兵庫医科大へ行く。開口一番「10年は生きたい」と医師に訴えるが返答なし。医師からは中皮腫とはどういう病気から始まり、現状だと手術は可能であるとのこと。手術の内容は胸膜全摘出と肺の表面膜全摘出＝肺を残す手術により心筋梗塞や肺炎などのデメリットが少なくなるが、手術は大きなものとなる。延命率は44か月で50%である。手術前段で3回の抗がん剤治療により腫瘍を小さくする、というもの

であった。病院でもらった中皮腫のパンフには、石綿従事者で中皮腫になった場合は労災扱いとなると書いてあった。その後、車両所支部で自分の状態を支部役員に伝える。神奈川労災職業病センターの池田さんに相談したらどうだろうかということですぐに相談の電話をする。「現職なのだし、JRになっても扱っていたのだから労災だよ」と言われる。

歯の治療をしていたのでかかりつけの医師に抗がん剤治療の旨を伝え、抗がん剤の副作用により歯周病の歯から菌が入り込んで最終的には死に至るとのことです3本抜歯する。

自分の将来の予定が崩れていく。次男はまだ大学1年生だ。学費のこと。仕送りのこと。家のローンのこと。どうするんだ!とありえず家のローンは自分が死ねば払わなくてもいいようになっている。次男の件については労災認定になれば補償金が出るので何とかなるだろう。いろいろ考えてしまう!

池田さんのアドバイスもあり労災申請をすることを家族に告げる。そして班・分会・東北信支部・車両所支部・地本の理解をいただき、8月15日地本において本人・妻・息子、地本委員長、地本副委員長、新幹線東信駅分会長らと神奈川労災職業病センターの池田さんを交えて労災認定に向けての打ち合わせ、5号用紙(医療費無負担)7号用紙(休業保障)8号用紙(医療機関への通院のための交通費)以上の書類の作成。後からOBのMさんにも参加いただき、本人の職歴を確認す

る。最終被曝は、ばね作業で平成8年頃となる。JRでの被曝だ!

翌8月16日朝日勤で出勤し、支部委員長(明けで残っていた)と二人で駅長に労災申請の書類7号・8号を提出する。労災保険番号をもらうが証明はできないとのこと。窓口担当の助役より、「事業団のHさんに電話してほしい」とのこと。なぜ事業団に電話しなくてはならないのか? その説明すらもない。助役は支社から言われたことをただ伝えるだけなのだ。自分は今JR社員であり、JRになっても石綿の間接被曝があったし、現在も多くの建屋の上の方には石綿=アスベストは粉じんと一緒に蓄積されている。

8月22日1回目の抗がん剤治療。副作用は思った以上のものがあつた。ほとんど食事ができない。一番ひどい時はおかゆ一口だけ=食べたくない。極度のだるさ。いつまでこのような状況が続くのか分からない。具合の悪さのそこが分からないことによる不安。こんな思いをなぜ自分が受けなければならないのか!もうどうなってもいいという投げやりな気持ち。そうした自分の状況に対して何もできない家族の苦しみ。そのことを分かっているながら家族(妻)に八つ当たりをしている自分がある。自暴自棄となる。どうせ死ぬのだからと。

9月6日、地本副委員長、地本書記長、喜多県労組会議事務局、長野県アスベスト対策センター準備会・信州大学名誉教授で代表の鶴飼氏、神奈川労災職業病センターの池田さんと本

人の参加で、地本において長野労基署への労災申請について打ち合わせを行い、午後労基署に労災申請に行く。7号・8号書類の提出。(池田さんより市民病院に要請いただき、病院の証明印付き)あらかじめ池田さんと労基署と打ち合わせがされていたため、スムーズな対応がなされ、長野労基署からは補償係長が担当となる。7号・8号を受け取っていただき、最後に補償係長から「お大事にしてください」と心遣いをいただいた。

9月8日、本人職歴申立書の作成と同僚証明の打ち合わせを車両所支部で行う。多くの仲間が前向きに協力してくれるありがたいことである。

9月10日、佐久平駅より駅長と助役が見舞いに来た。地本から支社に強く要請した結果だ。通勤定期の扱い=1か月以上使用しない場合は払い戻しとのこと。モニター券9月末まで保管。事業団うんぬんの話はされなかったが、本日の試験はどうしますか?と言われる。

この間、分会・支部役員・地本役員の方々多くの仲間が病院や自宅に見舞いに来ていただいた。本当にあらがたく感謝の気持ちでいっぱいである。

9月12日、2回目の抗がん剤治療。前回より副作用を抑制する薬がひとつ増えた。少しは期待できるかな?しかし見事に期待は裏切られた。前回同様食事がほとんどできない。極度のだるさ。前回より期間は2日ほど短かったが、症状は変わらない。2度と味

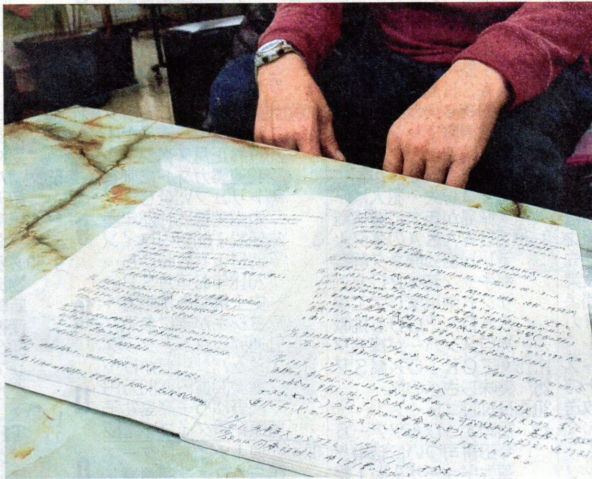
長野総合車両センターの石綿被害

JR、労災認定に消極的

支援団体指摘 事業主証明せず

長野総合車両センター（旧長野工場、長野市西和田）でのアスベスト（石綿）被害で労災認定を受けた小林信五さん（57）の労災申請を巡り、JR東日本長野支社は小林さんの職歴を証明する事業主証明をせず、旧国鉄職員向けの「業務災害」認定を受けるよう促していた。小林さんは同僚に職歴を証明してもらった形で労災申請にこぎ着けたが、支援団体は、労災認定に消極的なJRの姿勢が、民営化後も続く石綿被害の実態を見えにくくしていると指摘している。

【1面参照】



中皮腫と診断された後、小林さんが書き始めた手記。「自分がいた証拠を何か残しておきたい」と闘病生活や労災手続きの経過などをつづっている＝長野市

旧国鉄の業務災害補償 民間事業者の労災に当たる「業務災害」を補償する旧国鉄独自の制度で、分割民営化後は鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）が事業を引き継いだ。石綿被害については、労災補償制度に準じて、石綿特有の疾病の中皮腫や肺がんなどを対象に各種補償金を支給する。ただ、長野労基署によると、休業補償や死亡した場合の遺族補償は、旧国鉄当時の賃金水準に基づいて支給されるため、支給額に差が出る可能性がある。

小林さんは5月18日、石綿を取り扱う業務に従事した人が対象の特殊健診で左肺に水があることが分かり、精密検査が必要とされた。再検査では悪性胸膜中皮腫と診断された。8月、労災申請の手続きのため書類を同支社側に提出。支社側は「業務災害を認定する」として、鉄道・運輸機構に連絡してほしい」とするだけだったという。9月に国鉄労働組合長野地方本部などの協力で長野労基署に労災申請し、民営化後の労災認定が少な



車両の整備や検査などを行っているJR東日本長野支社の長野総合車両センター＝長野市

い背景には、JR側が石綿を含む備品を減らすなど対策を進めていることもあるが、石綿対策全国連絡会議（東京）の古谷杉郎事務局長は「JR側の協力が得られず労災申請をあきらめた人がいる可能性がある」と指摘する。業務災害か労災かの判断について、厚生労働省は「従事した期間の長短は関係ない」との見解だ。このため小林さんを支援したNPO法人「神奈川労災職業病センター」（横浜市）の池田理恵常務理事は「JRは被害を旧国鉄の問題にしようとしている」と批判する。なぜ、労災認定を促さなかったのか。同支社は取材に「個人のプライバシーに関わる問題には答えられない」としている。小林さんは11月、兵庫県内の病院で手術を受け、胸膜と肺臓を全て摘出した。抗がん剤の副作用で食欲がないが、職場復帰を目指して治療が続けている。「石綿被害は命に関わる問題。同じような例があつてほしい」。同僚のために経験をノートにつづる一方JR側に真摯な対応と対策の徹底を求めている。

（中村 正起）

2017年12月31日付け信濃毎日新聞記事

わいたくないが、3回目が残っている。いやだなあ。

9月22日頃支社勤務課から「7号8号用紙取りに来てほしい」と勤務課長から夜8時ごろ勤務中の書記長に電話があった。長野労基署が長野支社に提出した7号8号の会社証明について本社から証明するな!と強い指導がされたとのこと。翌日、勤務課長が地本に用紙を持ってきたそうだ。支社に提出したのは長野労基署。書類を返すのであれば労基署でなければならない。筋違いも甚だしい。怒りを通り越して笑ってしまった。どこまで人を馬鹿にすればいいのだろうか?

9月27日、ようやく職歴申立書が池田さんや弁護士さん、大船のOBさんとの打ち合わせにより出来上がり、9月29日に長野労基署に提出に行く。約2時間にわたり聞き取り調査が行われた。その間常に監督官は私の体調を気にかけてくれた。ありがたい。聞き取り終わり、監督官から、JRの対応が話された。「JR会社は7社と事業団との覚え書があると」と言い続けている。覚え書は法的拘束力がない。小林さんの場合は発病しているのだから、また、会社は私の最終職歴はJRであると認めているのになぜ証明しないのかわからない」と怒りを見せていた。そして、監督官に妻と池田さんが来ていることを告げると会いたいと言い「5号用紙を医療機関に提出してもいい」とのこと。「何か言われたら、私の名前を告げていただいても良い」と言われる。

10月3日、3回目の抗がん剤治療2回目と同様通院での治療だが、医療費については、労災扱いとなるとの見通しのため、負担なしとなる。医療費負担がなくなるのは、非常に助かる。抗がん剤も1回の負担が9万円なので助かる。

副作用だが、翌日から出てきた。まずめまいだ。だるさも出た。少しずつ増していく。10月7日、地本大会に参加。何とか自分の気持ちを支える。仲間の顔見たらうれしくて、なみだがでできた。翌日から、いつものように食事ができない。痛みもある。今回は、長い10日ほど続いた。その間にPET撮影。CT撮影。17日医師からの説明。結果は、抗がん剤治療を始める前と総体的に変化はないとのこと。3回の抗がん剤治療の効果が出ている。中皮腫は月単位で進行するが、その兆候が出ていない。

池田さんが私の作業をしていた作業場を実際に見てみたいとのことで10月14日の鉄道の日の車両所開放に来ていただき、私とMさん、委員長で案内をした。見ることに多くの方が分かっているように感じた。

10月19日には長野支社から10月分賃金明細書が届く。立て替え金の振込用紙も同封されていた。そういうものはちゃっかりしているなあと感じた。

10月23日、妻の用事で長野駅近くに行ったので、長野労基署に6号用紙をもらいに行く。担当係官から「最終職歴の年数に食い違い(本人平成8年とJR平成

元年)生じているので同僚証明の提出を言われる。

その後、長野地区事務センターに、傷病手当の申請用紙をもらいに行くとき係員から「小林さんの話は聞いている。労災なので切り替えになるので申請用紙はいらない。佐久平駅の助役さんにはそのように連絡してある」とのこと。再度佐久平駅と支社に係員が連絡をする。駅からは助役から今の様態を聞かれ、10月分の明細書の話がされた。支社は勤務課に確認し、運輸機構のS氏に連絡を取るとすぐにでも業務災害の手続がされると副課長から係員に話がされ、私に説明された。不明な点があれば説明すること。池田さんにすぐに連絡。運輸機構にはしなくても良いとのこと。書記長にも連絡し、再度診断書を出すことで対応していくことを確認。JR会社も私の扱いに苦慮しているようだ。JRは早く労災扱いすればいいだけなのに。また、立て替え金の分割返済ができないか確認をお願いもする。担当者から「できない」との連絡があった。事務センターの係員から「自分も透析の治療を受け、腎臓の臓器移植を経験した。小林さんはどうしてそんなに明るいのか教えてほしい」といわれた。「知っている人に会うとうれしくなる。生きる元気をもらえる」と「これは俺だけかもしれないよ」も説明する。

10月31日、11月1日と兵庫医科大学病院にて検査を行うこととなる。

私の現状についてアスベスト

を扱ったことのある多くの仲間に知ってほしいし支えてほしい。そして、万が一私のように発病したらいろいろやらなければならないので、今のうちに職歴書を作してほしい。私が労災認定を取り組み勝ち取ることで、不幸にも2人目、3人目となってもすぐに労災認定されるようにしなければならない。そのためにも、私は頑張る。病気の進行は早いということで説明を受けている。生命のある限り闘い必ず勝利します。犠牲者を作りたくありません。私だけでいいです。

最後に、私一人の力では限界があります。多くの仲間の力が必要です。これからも支援をお願いします。

※小林さんは年内に労災認定を受けることができ、12月31日付け信濃毎日新聞が一面でその事実を報じた。また、社会面に大きく「JR 労災認定に消極的―支援団体指摘 事業主証明せず」とも報じられた（88頁参照）。

同紙は12月8日には「工場のほこりに石綿 長野のJR東車両センター」として、以下のように報じた。この関連で発出されたのが、79頁に紹介した厚生労働省通達「工業製品等における石綿含有製品等の把握の徹底について」である。

JR東日本長野支社（長野市）の長野総合車両センター（同市西和田）で10月から11月にかけて、工場2棟でアスベスト（石綿）を含む綿ぼこりなどが相次いで見つ

かり、一時操業を停止していたことが7日、分かった。工場内の大気検査で問題は確認されていないといい、同支社は清掃作業などを行い、操業を再開した。建材の取り換えなど抜本的対策はこれからとしている。現時点で、健康被害の報告はないという。

同支社によると、10月23日にブレーキ製品を製造する「ディスク工場」内で、直径2センチほどの綿ぼこりが落ちていたのをグループ会社の社員が見つけた。その後の分析調査で、アスベストの一種「クリソタイル」が含まれていることが判明。11月8日に工場を立ち入り禁止にした。

同工場は1953（昭和28）年建設。アスベストを含んだ屋根外壁のスレート板の一部が劣化して剥がれ、工場内に吹き込んだとみられるという。スレート板は98年の設置。工場内の大気を調べたところ、アスベストの浮遊濃度は

下限値に当たる1リットル当たり0・5本未満で、通常の屋外と同程度だった。防水塗装や清掃作業をして11月21日から順次、操業を再開した。

11月29日にも、ブレーキ部品を製造する「南作業棟」でアスベストとみられる堆積物が見つかり、翌30日に操業を停止した。成分分析結果はまだ出ていないが、同様に屋根のスレート板の劣化が原因とみられるという。建物は60（昭和35）年建設。その後の大気検査で問題は確認されず、清掃をした上で今月5日に操業を再開した。

総合車両センターは在来線車両の整備や検査、部品製造などを担う施設。現在、関連会社を含め約400人が働いている。健康被害の報告は現時点でないが、同支社広報室は「申し出があれば対応する」としている。



元国鉄労働者の石綿被害

鳥取●休業・療養補償は遺族に請求権なし？

石綿被害が多発する国鉄職場

元国鉄職員であった方が発症した石綿による疾病は、国鉄の権利義務を承継している独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という）が補償に関する対応を行っている。国鉄職員は

労災保険の適用外となっていたため、国鉄では独自の業務災害補償制度を設けていた。そのため、国鉄当時の業務災害等に起因する補償業務については鉄道・運輸機構が行っているのである。

鉄道・運輸機構のホームページには、「元国鉄職員に対する